回覧

第 16 号 令和 4 年 11 月 25 日発行



令和5年箱根町新春の集いを開催

令和5年の年の初めに、新春を賀するとともに、本町発展のために尽力された方や 善行・徳行のあった方々の表彰を行う「新春の集い」を次のとおり開催しますので、 出席を希望される方は、事前に申し込んでください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大が懸念されることから、毎年恒例の「賀詞交換会」は、中止します。

【日時】

令和5年1月6日(金)10時~

【場所】

湯本富士屋ホテル コンベンションホール

【主な内容】

- ・ 町長新年のあいさつ
- 来賓祝辞
- 箱根町自治功労者等表彰式
- 宮城野獅子舞保存会による湯立獅子舞実演披露
- ※ 飲食の提供はありません。
- ※ 式典中、出席者同士の歓談の時間は設けません。

【申込方法】

総務防災課庶務係へ、12月1日(木)から12月14日(水)までの期間内に、 電話で申し込んでください。なお、期限後の出席の申込みは、受け付けません。

【その他】

出席の際は、できる限り公共交通機関を利用してください。

申込 • 照会先 総務防災課庶務係 電話(85)9561

- ★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。 ☆箱根町公式 LINE で発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
- ★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。 (発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地)



~裏面もご覧ください~

^^^^^

人権問題の相談は人権擁護委員へ 特設人権相談所開設

町には、法務大臣から委嘱を受けた4人の人権擁護委員がおり、人権問題に関する活動をしています。

人権擁護委員は、人権侵害、家庭内の問題、隣近所のもめごとなど、人権問題についての相談に応じ、相談者の問題解決に向けての援助を行います。

次の日程で、人権相談所を開設しますので、気軽に相談してください。 また、箱根町だけでなく近隣の自治体でも相談所を設置しています。 気軽に相談してください。

☆ 箱 根 会 場

開催日	場所	受 付 時 間
12月8日(木)	役場分庁舎4階 第5会議室	13:00~16:00

☆ 小 田 原 会 場

開催日	場所	受 付 時 間
12月13日(火)	小田原市役所2階 市民相談室	13:30~15:30

☆湯河原会場

開催日	場所	受 付 時 間
170 IE 0	2/13 1/1	X 13 13 13
12月20日(火)	文化福祉会館 多目的ホール	13:00~16:00

☆ 真 鶴 会 場

開催日	場所	受 付 時 間
12月6日(火)	真鶴町民センター2階 第3会議室	10:00~15:00

※箱根町の会場で、相談のある方は事前に連絡してください。

照会先 福祉課地域福祉係 (85) 7790

月日	
サイン	

[★] 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします!

``

新型コロナウイルス感染症については、現在、新規感染者が全国的に増加傾向にあり、季節性インフルエンザとの同時流行となることが懸念されています。

このことから、今一度、一人ひとりが「感染しない」「感染させない」といった意識をもっていただき、日頃から実践されている基本的な感染防止対策を徹底し、継続していただくことが大変重要です。また、事業者におきましては、引き続き、各業界や県が策定した「業種別のガイドライン」を踏まえた事業運営をお願いします。

感染防止のために必要な基本的な対策

- 密閉・密集・密接の3つの密を避け、こまめな換気や距離を取るなど工夫 しましょう。
- O 手指の消毒やこまめに手を洗いましょう。
- 〇 発熱などの風邪の症状が見られるときは、外出を控えましょう。
- 外出する際は、状況に応じた適切なマスク(できるだけ不織布マスク) の着用を実施しましょう。
- 外食では、大人数、長時間の飲食は避け、「マスク飲食(会話する時はマスクをつけて)」を実施しましょう。
- ※ 皆さんの意識や行動が、感染拡大の抑制につながります。一人ひとりが 適切な行動を取るようお願いします。

[新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について]



<神奈川県新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル(有料)>

発熱や咳などの症状がある方は、かかりつけ医に相談してください。 かかりつけ医がないなどの方は、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルに相談してください。

[医療機関などのひっ迫を緩和するために]

感染予防としてワクチン接種をしましょう。

発熱外来のひっ迫を緩和するために次のことをしましょう。

- 新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されています。感染拡大 前の予防接種を検討してください。
- ・感染への備えとして検査キットや解熱剤を常備しましょう。抗原検査キットを常備しましょう。また、解熱剤や食料品、日用品の備蓄をしましょう。
- ※ 高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中(または可能性がある)方は、 医療機関を受診してください。

照会先 保険健康課健康推進係(さくら館) 電話(85)0800

木造住宅の耐震相談会を開催します

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅(昭和56年5月31日以前建築の木造住宅)の倒壊被害が危ぶまれています。

12月4日(日)開催の仙石原文化センターまつりの際に、神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力のもと、木造住宅の耐震コーナーを設置し、無料の耐震相談会を開催します。建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します(無料)。

- ※ あくまで簡易的なものなので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、
- 一般耐震診断(町補助制度あり)を受けることを推奨します。

【診断の対象となる住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建築された木造で平屋・2階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

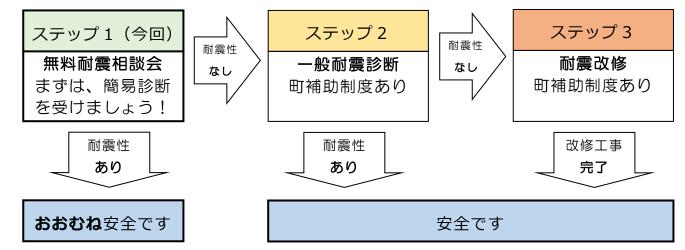
日時:12月4日(日)10時~16時

場所:仙石原文化センター内

- *参加者はマスクの着用をお願いします。
- *簡易診断の所要時間は1棟につき概ね1時間です。
- ○簡易診断を希望する方は、**建築年や建物の概要が分かるもの**(建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など)を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和56年以前に建築された木造住宅はなぜ危険?】

現在の耐震基準(※)が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全壊・半壊し、6,000人を超える方が犠牲となりました。犠牲者の約9割が建物、家具などの倒壊による圧迫死や窒息死であるとされています。倒壊などの大きな被害となった建物の大半が昭和56年以前に建築された木造住宅に集中しました。また、平成28年4月に発生した熊本地震についても、阪神・淡路大震災と同規模のものでした。このことから、昭和56年以前の住宅にお住まいの方は、耐震診断を行い、自宅の耐震性を確認する必要があります。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震(震度 6 強~震度 7 程度)に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは都市整備課へ問い合わせてください。

照会先 都市整備課景観推進係 電話(85)9566

防犯・交通のお知らせ

年末年始特別警戒!!

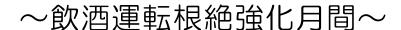
12月1日(木)~令和5年1月3日(火)

~年末年始は振り込め詐欺や悪徳商法にも注意!!~

年末年始は、ボーナス時期のため、いつもより出費が多くなり、 お金が出ていくことに鈍くなりがちです。犯人も年末年始をダシ に誘いをかけてきます。

「年内に処理しないとまずい」「今年のうちでないと」「年末年始に特別にやっている」は、年末年始特有の手口です。このよう

な言葉が出たときは詐欺と疑い、絶対にお金を振り込んだり、渡したりしない でください。



12月1日(木)~31日(土)

「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちが、一生かかっても償えないほど悲惨な事故を引き起こしますので、飲酒運転は絶対にやめましょう。

また、運転手に酒類を提供することや、飲酒運転の車に同乗することも、大きな責任を負うことになります。

『乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者』



~年末の交通事故防止運動~

12月11日(日)~20日(火)

夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「夜間反射材」を身につけ、自分の身は自分で守る心がけをしましょう。

これからの季節、町内の山間部では路面が凍結します。車や二輪車を運転する際は、スピードの出し過ぎは絶対にやめましょう。

心と時間に余裕を持ち、「ゆとり運転」を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

『無事故で年末 笑顔で新年』

照会先 町民課コミュニティ推進係 電話(85)7160

狂犬病予防注射はお済みですか

【狂犬病予防注射について】

狂犬病予防注射は狂犬病予防法により、犬を飼育している方が毎年1回接種するよう義務付けられています。

あなたが飼育している犬は、今年度の狂犬病予防注射はもう済みましたか。今年度は新型コロナウイルスの影響により、接種期間が12月31日までとなっています。まだ注射が済んでいない方は動物病院で接種し、証明書と愛犬手帳を環境課または出張所に持参の上、手続きをお願いします。

【犬は必ずつないで飼うようにしましょう!】

散歩のときも必ずリードや綱などをつけましょう。あなたにとってはかわいい家族の一員でも、犬が苦手な人にとっては恐ろしいと感じてしまうことがあります。

なお、放し飼いは「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されており、事 故やフン害につながる場合もありますのでおやめください。

【犬の登録・死亡届について】

犬を新しく飼い始めた方や転入された方、飼い犬が死亡してしまった方は、環境課または 出張所にて手続きをお願いします。新しく飼い始めた方や転入された方は飼い犬の登録と 新しい鑑札の交付が必要です。死亡してしまった場合は、窓口に死亡届を提出いただくか 電子申請をしていただく、または環境課まで連絡をお願いします。

各種手数料および必要なものは次のとおりとなります。

手続きの種類	手数料	必要なもの
新規登録 (はじめての登録・鑑札の交付)	3,000円	
 狂犬病予防注射済票の交付 	550円	注射済証明書、愛犬手帳
転入届	なし	前所在地の鑑札(紛失した方は、再発行 手数料として 1,600 円。)
死亡したとき	なし	鑑札、注射済票(電子申請または電話でも手続き可能です。その際は鑑札、注射済票の提出は要りません。)
鑑札を紛失したとき	1,600 円	愛犬手帳
注射済票を紛失したとき	340円	愛犬手帳
譲渡等により所有者、所在地が 変わったとき	なし	前所在地の鑑札(町内転居の場合、鑑札の提出は要りません。)

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

工事に伴う交通規制(仙石原地内)

下水道管埋設および道路舗装工事を行います。

この工事に伴い、次のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、 ご協力をお願いします。

【場所】

仙石原地内 (箱根湿生花園付近)

【期間】

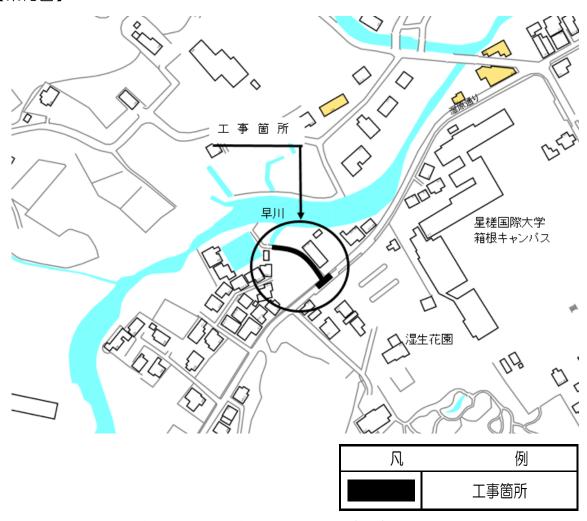
12月中旬 ~令和5年2月下旬

【交通規制】

昼間車両片側通行止め(町道仙1号線 湿原通り)

※夜間開放。日曜日、年末年始は工事を行いません。 交通誘導員の指示にご協力ください。

【案内図】



照会先 上下水道温泉課下水道工務係 電話(85)9567

イノシシなどの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシの出没や掘り起こしなどによる被害が増えています。 神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施 しています。

捕獲地域は次のとおりです。

4年度10月末現在地域別捕獲頭数

·	31119012						\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
			地域				
種別	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根	合計	備考
イノシシ	8	3	1	4	3	19	わな 17、銃器 2
ニホンジカ	11	5	10	20	25	71	わな 69、銃器 2

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページなどによりお知らせしますので、協力をお願いします。

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565

イノシシの出没を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう!

イノシシは家庭などから出る生ごみや、庭等に生えているユリやタケノコ等のにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることや、庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵等で囲うといった対策をとる必要があります。

イノシシなど有害鳥獣の被害防止対策について、マニュアルを作成しました。役場、 出張所のほか、町ホームページにも掲載していますので、利用してください。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵等を設置 した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシへの餌やりはやめましょう!

もし子どものイノシシを見かけても、絶対に餌などを与えないでください。子どものイノシシに餌を与えることで人を恐れなくなり、人に近づいてきたり人里近くに住みつくようになってしまうことがあり、近くに親のイノシシがいて人を襲ってくる危険性があります。また、野良猫への餌やりはイノシシなどの野生動物をおびきよせる原因になりますので、無責任な餌やりは絶対にしないでください。

みんなで互いに注意し合って、イノシシの出没を減らしましょう。

(単位:頭)

不用品交換情報

譲ります! 譲ってください!!

譲ります

(11月11日現在)

番号	品名	規格	状	態	価	格
1376	マッサージチェア		耞	通	無	料
1383	足漕ぎ式健康器具		制	通	無	料
1384	手動芝刈り機	3 段階切り替え	普	通	無	料
1385	ひな人形	7段飾り	割	通	無	料

譲ってください

番号	品名	規格	状	態	価	格
2141	物置(屋根あり)	横 2m × 奥行き 1.5m 程度	普	通	無	料
2142	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普	通	無	料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡 してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

